

福岡県医発第708号(地)

平成16年 7月16日



各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康 弘



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の
一部を改正する政令の公布等について

盛夏の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、福岡県保健福祉部健康対策課より別添のとおり
まいりましたので、ご参考までにお送り致します。

なお、施行期日は平成16年10月1日とされており、8月下旬までに届出基
準、診断ガイドライン等が作成される予定であることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



「公印省略」

16健第 1269号
平成16年7月13日

福岡県医師会長 殿

保健福祉部健康対策課長
(結核感染症係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
の一部を改正する政令の公布等について

標記の件について、別添（写）のとおり厚生労働省より通知がありましたので送付いたします。



健感発第 0709001 号

平成 16 年 7 月 9 日

各
都道府県
政令市
特別区

衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
の一部を改正する政令の公布等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 16 年 7 月 9 日政令第 230 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 16 年 7 月 9 日政令第 231 号）が本日公布されたところ、その概要は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関への周知方お願いいたします。

記

1 動物の輸入届出制度の施行期日等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第 56 条の 2 に基づく動物の輸入届出制度（別紙参照）の施行期日を平成 17 年 9 月 1 日と定めた。

なお、届出事項、衛生証明書記載事項等については、WTO 通報、パブリックコメント等所要の手続きを経た後、本年 9 月を目途に省令の公布を予定している。

2 獣医師の届出対象の追加

- （1） 国内における動物由来感染症対策の充実・強化を図るため、感染症法第 13 条第 1 項に規定する獣医師の届出の対象について、同項の政令で定める感染症及び当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定める動物として、下表の通り感染症及び動物が追加された。

改正後	改正前
一 エボラ出血熱 サル	一 エボラ出血熱 サル
二 マールブルグ病 サル	二 マールブルグ病 サル
三 ペスト プレーリードッグ	三 ペスト プレーリードッグ
四 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。） イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン	四 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。） イタチアナグマ、タヌキ及びハクビシン
五 <u>細菌性赤痢</u> <u>サル</u>	
六 <u>ウエストナイル熱</u> <u>鳥類に属する動物</u>	
七 <u>エキノコックス症</u> <u>犬</u>	

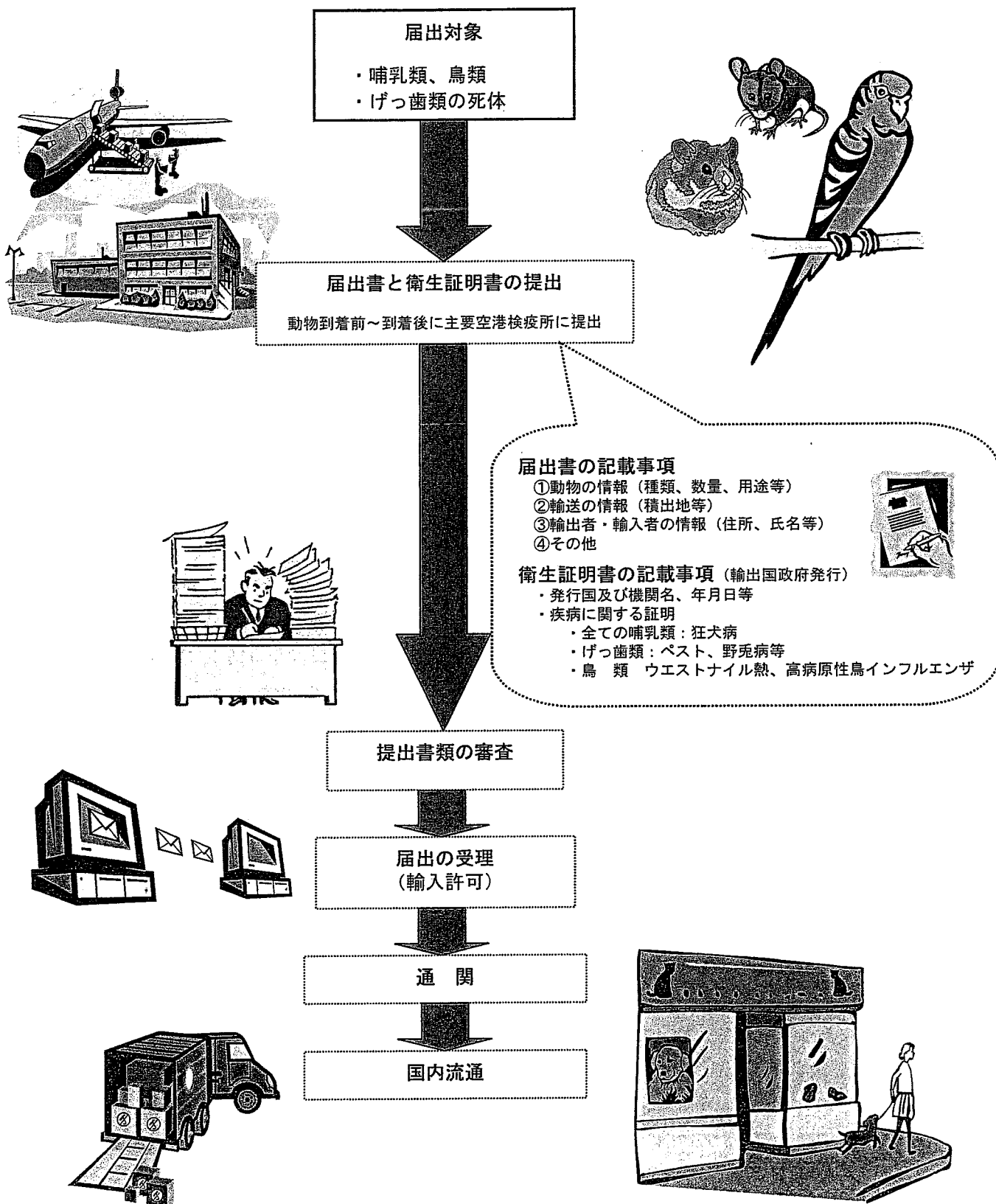
(2) 施行期日

平成16年10月1日

(3) 届出事項、届出基準等について

感染症法第13条1項の氏名その他厚生労働省令で定める事項（届出事項）については、今後所要の改正手続きを行い、本年9月を目途に通知することとしている。また、届出基準、診断ガイドライン等を作成し、本年8月下旬までに通知することとしている。

動物の輸入届出制度の概要



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の一
部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律及び検疫法の一部を改正す
る法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対す
る医療に関する法律（平成十五年法律第百四十五号）附則第一
条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律及び検疫法の一部を改正する法律附則
第一条ただし書の規定する規定の施行期日は、平
成十七年九月一日とする。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行令の一部を改正する政令をここに
公布する。

御 名 御 璽

平成十六年七月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百三十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律施行令の一部を改正する政
令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対す
る医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）
第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定
する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に
関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）
の一部を次のように改正する。
第二条に次の三号を加える。

- 五 細菌性赤痢 サル
- 六 ウエストナイル熱 鳥類に属する動物
- 七 エキノコックス症 犬

附 則

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

第20回（平成16年度第1回） 厚生科学審議会感染症分科会

平成16年6月4日（金）

15：00～16：30

厚生労働省共用第8会議室（6F）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

（1）厚生科学審議会感染症分科会長の選任について

（2）動物由来感染症関係

（3）その他

< 資 料 >

資料1 感染症法の改正を踏まえた動物由来感染症の対策の強化について

別紙1 届出書(案)

別紙2 衛生証明書の記載事項

別紙3 OIE国際動物衛生規約(仮訳・抜粋)

別紙4 動物由来感染症の感染源動物の発生動向調査体制の整備(案)

別紙5 空港・港湾地域における侵入動物(ベクター)対策

資料2 (案)動物由来感染症に対する対策の強化について(意見)

<参考資料>

参考資料1 厚生科学審議会等に関する規程 (略)

参考資料2 感染症法関係条文

参考資料3 平成15年 輸入状況

参考資料4 動物の輸入届出制度の概要

参考資料5 結核予防法の一部を改正する法律案の審議経過について (略)

参考資料6 日本脳炎の予防接種について (略)

感染症法の改正を踏まえた動物由来感染症の対策の強化について

(感染症分科会動物由来感染症WG検討報告)

平成 16 年 6 月 4 日

輸入動物対策について

1 輸入届出制度

以下の内容が必要

- (1) 届出対象動物：「陸生哺乳類、鳥類」及び「げっ歯類の死体」
- (2) 届出事項：別紙 1
- (3) 衛生証明書の記載事項：別紙 2

2 野生げっ歯類への対策強化

感染症を媒介する危険性の高い野生で捕獲されたげっ歯類の輸入は認めないよう、以下の対策が必要

- (1) 衛生証明書の記載事項に、感染症(別紙 2参照)の発生のない施設で生産されたこと、及びその施設名を明示
- (2) 施設については、現地確認を実施する場合もあること

3 サルへの対策強化

サルについては、ヒトに共通の感染症を媒介する可能性が高いことから、OIEの基準(別紙 3参照)も準拠し、以下の対策が必要

- (1) ペット用のサルの輸入は認めない
- (2) 輸入を認めるサルについては、現行制度のエボラ出血熱及びマールブルグ病の係留観察に加え、細菌性赤痢、肝炎等の感染症に罹患していない旨の輸出国政府の発行する衛生証明書の添付を義務付け

4 輸入動物のモニタリング調査の実施

輸入届出制度の導入後は、届出状況、輸出国の疫学状況等を勘案し、輸入される動物の安全性に係わる調査及び研究の推進が必要

国内の感染源動物対策について

1 感染源動物の発生動向調査体制の整備

侵入した場合に重大な影響が予想される感染症、ヒトの予防対策を直ちに検討する必要がある感染症等について、発生動向調査体制の整備を図るために以下が必要（別紙4）

（1）獣医師等の届出対象疾病の追加

エキノコックス症（犬）、ウエストナイル熱（鳥）、細菌性赤痢（サル）

（2）感染源動物に関する情報提供・収集体制の整備

届出を義務づける以外にも、ウエストナイル熱（蚊）、オウム病（展示動物）、インフルエンザ、炭疽等の発生情報、その他、動物の大量死等の異常情報

2 空港・港湾地域における侵入動物対策の推進

海外から我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性のある空海港においては、検疫所におけるベクター対策の一層の推進が必要（別紙5）

(案)

届出書

届出年月日: 年 月 日

届出者住所氏名(※1):

(印)

厚生労働大臣 殿

下記のとおり、動物またはその死体を輸入するので、感染症法第56条の2の規定により届け出ます。

動物に ついて いて 来	種類及び品種 (和名又は英名及び学名)		
	頭羽数		
	用途		
	原産国		(※2)
	由	施設繁殖(Captive Breed)	繁殖施設名、住所(※1)
	野生捕獲(Wild Caught)	保管施設名、住所(※1)	(※3)
輸送 に つ い て	積出国		
	積出地		
	積載船(搭載機)名		
	積載(搭載)年月日		
	到着地		
	到着年月日		
荷送人住所氏名			
荷受人住所氏名			
その他参考となる事項			
(1) 輸送途中の事故の有無			
(2) 衛生証明書番号			
(3) 性別、年齢、個体識別上の特徴 (衛生証明書に記載がある場合)			
(4) 輸入後の保管先名及び住所 (個人の愛玩用の場合は所有者名及び住所)			
(5) 船荷証券(BL)又は航空運送状(AWB)番号			
備 考 (ワシントン条約の付属書に該当する動物であって、輸出許可証、再輸出証明書等に記載がある場合は、その証明書番号、附表区分、繁殖証明書番号等)			

(※1)法人の場合、その名称及び代表者の住所氏名

(※2)「不明」表記可

(※3)「不明」表記可(ただしげっ歯類を除く)

衛生証明書の記載事項

対象動物	対象疾病	記載事項	OIEコード
陸生哺乳類	げっ歯目	1 「発生前12ヶ月間、ペスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、レプトスピラ症、野兔病、サル痘、狂犬病の発生が確認されていない施設 (Establishment)」で出生し、かつ出生以来保管されていたこと 2 施設の名称及び所在地 3 発送日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと	狂犬病のみ一部準拠 (野生捕獲個体を認めた場合)
	その他の哺乳類 (げっ歯目、霊長目を除く)	1 発送日に狂犬病の臨床症状を示していなかったこと 2 下記①～④のいずれかを満たすこと ①輸出国が清浄国の場合 ②出生もしくは捕獲以来、または発送前の6ヶ月間、狂犬病清浄国でのみ保管されていたこと ③非清浄国から④あるいは④の規定に従って輸入され、以来日本向け発送までの間、狂犬病清浄国でのみ保管されていたこと ④輸出国が非清浄国の場合 ⑤「発生前12ヶ月間、狂犬病の発生が報告されていない施設 (Establishment)」で、出生以来または発送前の12ヶ月間保管されていたこと ⑥発送前の6ヶ月、「検疫施設 (Quarantine station)」に、保留されていたこと	
	ウサギ目	1 発送日に野兔病の臨床症状を示していなかったこと 2 野兔病に汚染された地域で保管されていたこと 3 寄生虫 (マダニ) の駆除を受けたこと 4 発送前の15日間、「検疫施設 (Quarantine station)」に保留されていたこと	
鳥類	全ての鳥類 ※ 他法令に基づく検疫対象動物は除く ・高病原性鳥インフルエンザ (HPAI) ・ウエスタンナイル熱	1 HPAI清浄国由来であること 2 発送日にHPAI及びウエスタンナイル熱の臨床症状を示していなかったこと 3 「野鳥の場合」 発送前の少なくとも21日間、蚊に吸血されない状態で「検疫施設 (Quarantine station)」に保留されていたこと 「飼育鳥の場合」 出生以来又は発送前の少なくとも21日間、蚊に吸血されない状態で「施設 (Establishment)」に保管されていたこと	HPAI：準拠 ウエスタンナイル熱：基準なし
死体	げっ歯目 ペスト ハンタウイルス肺症候群 腎症候性出血熱 レプトスピラ症 野兔病 サル痘 狂犬病	1 「発生前12ヶ月間、ペスト、ハンタウイルス肺症候群、腎症候性出血熱、レプトスピラ症、野兔病、サル痘、狂犬病の発生が確認されていない施設 (Establishment)」で出生し、かつ出生以来保管されていたこと 2 施設の名称及び所在地	基準無し

OIEコード：生きた動物や畜産物の国際間貿易に伴う動物疾病の伝播防止を目的として、国際獣疫事務局 (OIE) が定める基準のこと (国際動物衛生規約)。
OIEは、WTO/SPS協定において家畜衛生とメーソーシスに関する国際基準制定機関として位置づけられている。

施設 (Establishment) : OIEコードでは「means the premises in which animals are kept」と定義されている。

検疫施設 (Quarantine station) : OIEコードでは「means a facility under the control of the Veterinary Authority where a group of animals is maintained in isolation, with no direct or indirect contact with other animals, in order to undergo observation for a specified length of time and, if appropriate, testing and treatment」と定義されている。

OIE国際動物衛生規約
(仮訳・抜粋)

2.10.1.

霊長類から感染する可能性のあるズーノーシス

2.10.1.1. 序論

(略)

霊長類の輸入および保管においては、公衆衛生と安全の確保が、重要な第一の論点となる。これは特に人間と動物個体、その体液、糞便及び組織が緊密に接触する機会が多い場合に当てはまる。リスクを最小限にするためには、職員の訓練が行き届いていることと、個人に適用される厳しい衛生基準を各人が遵守することが要求される。

(略)

2.10.1.2. 一般的勧告

(略)

公衆衛生上の理由から、輸入国政府機関は、ペットとしての飼育を目的とした霊長類の輸入を許可してはならない。

(略)

2.10.1.3. ～ 2.10.1.7. 各論

証明を要求すべき対象疾病としては、細菌性赤痢、B型肝炎、狂犬病、内部及び外部寄生虫、結核等が掲げられており、サルの種類や飼育状況等に応じて、現地施設での疾病発生の有無、当該個体の罹患の有無等の証明を要求することとされている。

また、職員が遵守すべき防疫措置についても言及されている。

動物由来感染症の感染源動物の発生動向調査体制の整備（案）

- ポイント1：情報収集の目的は、新興感染症等の発生の早期察知と効果的な公衆衛生対策の策定のため
ポイント2：情報収集の方法は、受身疫学調査（届出と情報提供）、積極疫学調査
ポイント3：受身疫学調査について、届出と情報提供の対象疾病を以下に整理

感染が疑われる動物の情報収集方法

対象感染症等について

1. 侵入した場合に重大な影響が予想される感染症

2. ヒトの予防対策を直ちに検討する必要がある感染症

届出対象の感染症等（☐ 内を追加し拡充）

1 類：エボラ出血熱・マールブルグ病（サル）、ペスト（プレーリードッグ）、SARS（ハクビシン等）

2 類：細菌性赤痢（サル）

4 類：ウエストナイル熱（鳥）、エキノコックス症（犬）

狂犬病（犬等：狂犬病予防法に基づく）

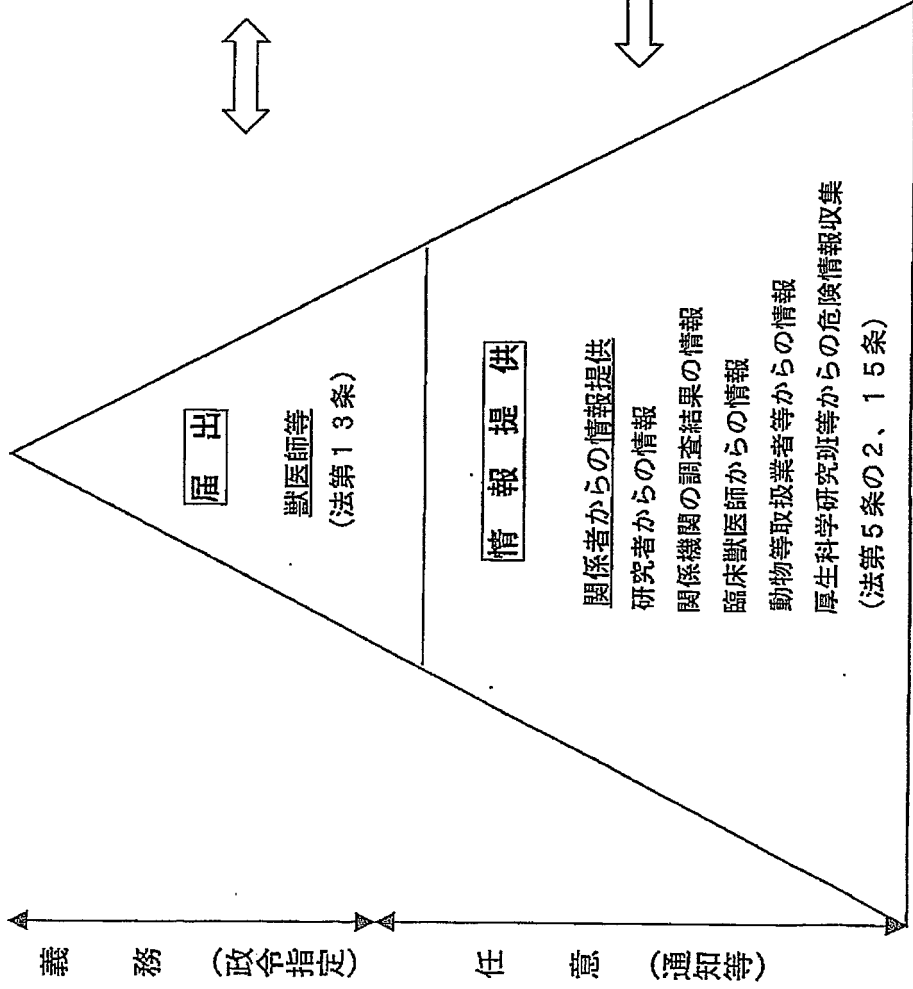
◎ 届出は診断結果が届出基準を満たす場合に限る

情報提供対象の感染症（新たに整備）

ウエストナイル熱（蚊）、オウム病（展示施設等の鳥）、結核、炭疽等、ヒトへの健康危害が予想される感染症の発生、また動物の大量死、異常死等の情報

◎ 確定診断にいたらない症候群情報も含む

◎ 情報提供の受付先は、地域の保健所、動物管理センター等とし、関係機関とも連携して対応



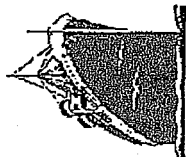
空港・港湾地域における侵入動物(ベクター)対策

(目的)動物由来感染症(ウエストナイル熱、デング熱等)の我が国への侵入・まん延防止

現状

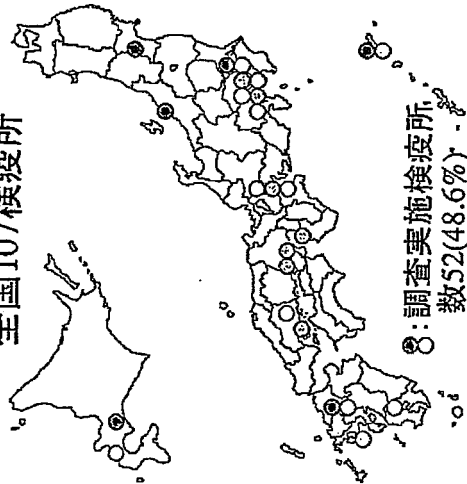


年間133,017機
(23,774,189人)



年間74,201隻
(1,846,684人)

全国107検疫所



課題点

- ①広範な調査区域を網羅的に調査することが困難
- ②現行マニュアルでは、侵入動物(ベクター)の調査方法に統一性を欠く

↓
今後の方針

- ①危害度の高い調査地域を選定し、効率的な調査を実施
 - ・調査結果、現地情報等を解析し、各検疫所単位でウエストナイル熱等の疾病に対し、即時に対策強化を実施
- ②高精度の統一手法による調査の実施
- ③全国単位の調査結果の一元化
- ④FORTH等による情報揭示等

上記事項等をベクター対策強化策として、専門家の意見を踏まえ「港湾衛生管理ガイドライン」の改定を予定
また、空港周辺地域等の鳥類サーベイランスも実施予定

検疫所の業務

1. 航空機・船舶に対する衛生検査
2. 空港・港湾地域の調査及び衛生措置

* 検疫法第27条に基づき、港湾衛生管理ガイドライン(「ねずみ族調査マニュアル」「蚊族調査マニュアル」)により実施
(目的)

蚊、ネズミの侵入・定着・病原体保有調査
(方法)

- ①捕獲種の同定
- ②病理学・血清学・微生物学的検査
- ③再調査、駆除、消毒
- ④健康診断

(実績)

- ①機内蚊族調査 : 1,647機 (4空港検疫所)
- ②蚊族(42,025匹)のWNウイルス等の保有検査 (横浜・神戸検査センター)
- ③捕獲ネズミ(64,499頭)のHFRS等抗体保有検査 (過去20年・全国)
- ④外来種(ハンタウイルス肺症候群媒介ネズミ)等の侵入を確認 (1984年)

(案)

動物由来感染症に対する対策の強化について（意見）

（「輸入動物対策」と「国内の感染源動物対策」）

平成 16 年 6 月 4 日

厚生科学審議会感染症分科会

感染症法の改正に基づき新たに創設される動物の輸入届出制度については、動物由来感染症ワーキンググループでの検討を踏まえ、対象は「陸生哺乳類」、「鳥類」及び「げっ歯目の死体」とし、届出事項及び衛生証明書の内容は、げっ歯目について管理された施設において繁殖されたものであることを確認事項とする等、ワーキンググループ検討報告を参考に定めるべきである。なお、現在地域を限定して輸入が認められているサルについては、今後ペット用の輸入は認めないこととし、輸入されるサルは現行のエボラ出血熱等の検疫に加え、細菌性赤痢等に感染していない旨の証明書を求めるべきである。

さらに感染症法改正により 4 類感染症が獣医師等の届出対象に追加されたこと等を踏まえ、エキノコックス症対策、ウエストナイル熱対策等の推進を図るために、獣医師の届出対象疾病の追加を行う等、感染源動物の発生動向調査体制の整備を図るべきである。また海外から、我が国にない病原体を媒介する可能性のある蚊やねずみ族等が侵入する危険性の高い空海港地域においても、侵入動物対策の推進を図るべきである。

感染症法 関係条文

(獣医師等の責務)

第五条の二 獣医師その他の獣医療関係者は、感染症の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するとともに、その予防に寄与するよう努めなければならない。

- 2 動物等取扱業者（動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう。）は、その輸入し、保管し、貸出しを行い、販売し、又は販売する動物又はその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物又はその死体の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(以下略)

(獣医師の届出)

第十三条 獣医師は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症のうちエボラ出血熱、マールブルグ病その他の政令で定める感染症ごとに当該感染症を人に感染させるおそれが高いものとして政令で定めるサルその他の動物について、当該動物が当該感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると診断したときは、直ちに、当該動物の所有者（所有者以外の者が管理する場合においては、その者。以下この条において同じ。）の氏名その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の政令で定める動物の所有者は、獣医師の診断を受けない場合において、当該動物が同項の政令で定める感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたときは、同項の規定による届出を行わなければならない。

(以下略)

(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

第十五条 都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

- 2 厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の患者、疑似症患者及び無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

(以下略)

(輸入届出)

第五十六条の二 動物(指定動物を除く。)のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの又は動物の死体のうち感染症を人に感染させるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの(以下この条及び第六十九条第九号において「届出動物等」という。)を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該届出動物等の種類、数量その他厚生労働省令で定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、輸出国における検査の結果、届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した輸出国の政府機関により発行された証明書又はその写しを添付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、届出動物等の輸入の届出に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める

平成15年 輸入状況 (単位:頭、羽)

陸生哺乳類(計)				636,337
食肉目(総計)				22,902
フェレット(計)	22,069	デンマーク	77	
		オランダ	59	
		チェッコ	70	
		カナダ	1,092	
		アメリカ	13,336	
		ニュー・ジーランド	7,435	
		食肉目その他のもの(計)		833
		大韓民国	1	
		インドネシア	28	
		デンマーク	50	
イギリス	1			
アイルランド	25			
フランス	126			
スイス	2			
ポーランド	2			
ロシア	44			
ラトヴィア	4			
リトアニア	3			
カナダ	12			
アメリカ	511			
メキシコ	1			
ガイアナ	2			
パラグアイ	7			
エジプト	2			
南アフリカ	2			
ニュー・ジーランド	10			
うさぎ目(計)				9,921
		中華人民共和国	8,049	
		オランダ	1,760	
		アメリカ	112	
翼手目(計)				12
		アメリカ	4	
		ニュー・ジーランド	8	
げっ歯目(総計)				600,858
ハムスター(計)	514,203	大韓民国	31,238	
		オランダ	267,273	
		チェッコ	211,335	
		アメリカ	4,357	
モルモット(計)	390	カナダ	370	
		アメリカ	20	
プレーリードッグ(計)		カナダ	50	
		アメリカ	1,057	
チンチラ(計)		オランダ	1,351	
リス(計)	37,919	中華人民共和国	35,776	
		タイ	250	
		オランダ	73	
		カナダ	1,050	
		アメリカ	770	
ラット(計)		スイス	50	
		アメリカ	6,298	
マウス(計)	28,132	パキスタン	603	
		フランス	1,049	
		カナダ	10	
		アメリカ	26,470	
げっ歯目その他のもの(計)	11,408	中華人民共和国	800	
		パキスタン	6,043	
		オランダ	3	
		ウクライナ	102	
		チェッコ	1,495	
		カナダ	55	
		アメリカ	1,645	
		エジプト	1,155	
		タンザニア	10	
		マダガスカル	100	
		哺乳類その他のもの(計)		
		中華人民共和国	300	
		インドネシア	550	
		パキスタン	945	
		イギリス	3	
		オランダ	45	
		ドイツ	2	
		ポーランド	2	
		ロシア	6	
		ウクライナ	67	
		カナダ	267	
		アメリカ	306	
		ガイアナ	4	
		パラグアイ	51	
		ニュー・ジーランド	65	
		ソロモン諸島	31	

鳥類(計)			121,114	
猛禽類(計)	3,179	ジョルダン	29	
		レバノン	158	
		ウズベキスタン	823	
		イギリス	152	
		オランダ	25	
		ベルギー	23	
		ドイツ	28	
		ロシア	278	
		ブルガリア	1	
		エストニア	1	
		ウクライナ	128	
		カナダ	5	
		パラグアイ	23	
		ギニア	449	
		トーゴ	1,045	
		カメルーン	6	
		タンザニア	2	
		南アフリカ	3	
		おうむ目(計)		11,062
				台湾
		タイ	15	
		シンガポール	339	
		マレーシア	1	
		フィリピン	236	
		インドネシア	36	
		ミャンマー	400	
		パキスタン	431	
		イギリス	188	
		オランダ	3,838	
		ベルギー	1,072	
		アメリカ	679	
		ニカラグア	101	
		ガイアナ	272	
		南アフリカ	1,002	
		ニュー・ジーランド	59	
		ソロモン諸島	78	
はと目(計)		4,606		
		台湾	854	
		シンガポール	2	
		イギリス	4	
		オランダ	339	
		ベルギー	3,399	
		アメリカ	8	
鳥類その他のもの(計)		102,267		
		大韓民国	16,636	
		中華人民共和国	626	
		台湾	27,250	
		ヴェトナム	793	
		シンガポール	288	
		マレーシア	754	
		インドネシア	9,466	
		ミャンマー	2,540	
		インド	100	
		パキスタン	20,603	
		イギリス	109	
		オランダ	2,671	
		ベルギー	394	
		フランス	3,502	
		ドイツ	4	
		ロシア	4,929	
		チェッコ	4	
		アメリカ	54	
		ニカラグア	6	
		ペルー	755	
		パラグアイ	14	
		アルゼンティン	17	
		セネガル	950	
		ギニア	2,050	
		タンザニア	6,580	
		南アフリカ	828	
		オーストラリア	266	
		ニュー・ジーランド	78	

出典:財務省貿易月表

- ・申告額20万円以上の場合のみ計上される
- ・品目細分は厚生労働省が指定
- (牛等家畜や犬等の他法令検疫対象は本紙から除外)

げっ歯目の死体(計)			1,514,600
冷凍マウス	中国		1,514,600

参考:輸入が判明したもののみ

出典:財務省貿易月表

・申告額20万円以上の場合のみ計上される
 ・品目細分は厚生労働省が指定
 (牛等家畜や犬等の他法令検査対象は本紙から除外)

参考:輸入が判明したもののみ

動物の輸入届出制度の概要

